

# 積算基準書によらない場合の歩掛の決定方法

## 1. 目的

工事費積算にあたり、積算基準書によらない場合の歩掛を決定する場合は以下のとおりとする。なお、設計(業務委託も含む)等も同様とする。

## 2. 優先順位

歩掛の優先順位は、原則として次のとおりとする。

- ①山梨県の積算基準書(土木工事標準積算基準書、設計業務等標準積算基準、各課(室)制定歩掛、各課(室)配付図書等)
- ②国、独立行政法人、公益社団法人等の歩掛
- ③NETIS登録されている歩掛のうち、国が新技術の暫定歩掛として通知したもの
- ④見積り

なお、これによりがたい場合は技術管理課と協議のうえ決定する。

## 3. 見積りによる歩掛の決定方法

- ①原則として見積りを3社以上から徴収する。ただし、業務委託については5社以上とする。
- ②見積りを徴収する場合は、工種内容、施工数量、施工条件、現場条件、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長から見積依頼を行う。
- ③徴収した見積りを県単価(設計単価等)に置き換えた上で価格を算出し、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。